
危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）等の実施に関する自主点検の結果について

滋賀労働局労働基準部健康安全課

1 目的

危険性又は有害性等の調査の実施については、労働安全衛生法第 28 条の 2 に基づく努力義務とされていますが、多様化する事業場内の危険性又は有害性の要因に対応して労働災害の防止を図るためには、義務化された労働安全衛生関係法令の遵守のみならず、危険性又は有害性等の調査の幅広い普及が必要です。

そこで、当局では各事業者自主点検の実施を依頼し、その結果の報告を求めるとともに自主的な改善を図るよう働きかける取組を行っているもので、今回の取組は平成 21 年度に実施したものに続き、2 回目となります。

2 実施方法

滋賀県内の事業場のうち、労働安全衛生法第 28 条の 2 第 1 項において、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）等の実施について、努力義務とされている業種（製造業、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業）のうち、50 人以上の労働者を雇用する 950 事業場に対し、平成 23 年 11 月、自主点検票の送付により実施しました（有効回答数 724 回収率 76.2%）。

3 結果（文中の割合は、全数を全送付数とする）

（1）全業種における前回（平成 21 年度）結果との対比（【別表 1】参照）

危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づくリスク低減措置を実施している事業場は 36.8%（前回比+3.7%）、危険性又は有害性等の調査を実施しているものの、その結果に基づくリスク低減措置を実施していない事業場は 5.8%（同+0.3%）、危険性又は有害性等の調査等を実施するための実施体制の整備等を行っている準備段階にある事業場は 22.3%（同+1.3%）、危険性又は有害性等の調査等に取り組んでいない事業場は 11.3%（同-6.3%）、回答がなかった事業場は 23.8%（同+1.0%）で、前回よりもリスク低減措置を実施している事業場の割合が増加し、危険性又は有害性等の調査等に取り組んでいない事業場の割合が減少しました。

（2）規模別

事業場規模別にみると、危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づくリスク低減措置を実施している事業場は、300 人以上では 63.3%、100 人以上 300 人未満では 42.7%、50 人以上 100 人未満では 25.1%と、事業規模が大きいほど危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づくリスク低減措置を実施している割合が高い結果となりました。

(3) 業種別

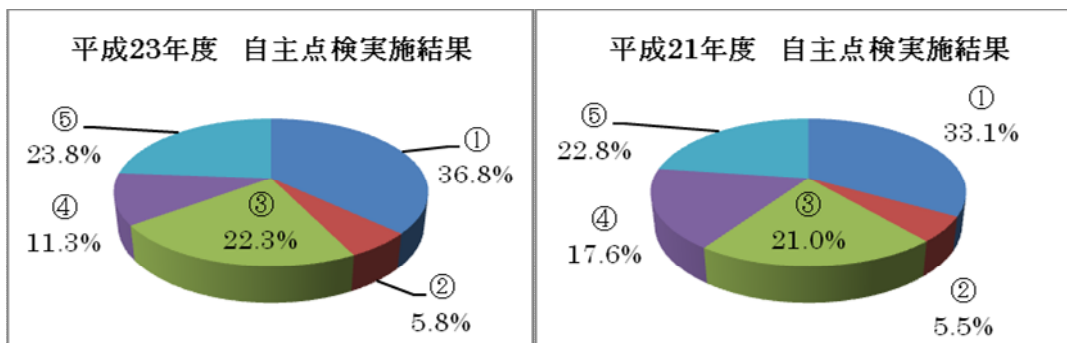
業種別にみると、危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づくリスク低減措置を実施している事業場は、割合が高い業種順に、製造業 62.1%、通信業 58.3%、建設業 41.2%、接客娯楽業のうち旅館業又はゴルフ業 34.8%、貨物取扱業 33.3%、運輸交通業 32.7%、清掃・と畜業 29.4%、商業のうち卸売業又は小売業 7.9%となっており、業種ごとの取組状況にはばらつきが認められました。

別表

凡例：

- ①危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づくリスク低減措置を実施している事業場
- ②危険性又は有害性等の調査を実施しているものの、その結果に基づくリスク低減措置を実施していない事業場
- ③危険性又は有害性等の調査等を実施するための実施体制の整備等を行っている準備段階にある事業場
- ④危険性又は有害性の調査等に取り組んでいない事業場
- ⑤回答がなかった事業場

【別表 1】（全数＝全送付数）



【別表 2】（全数＝有効回答数）

